SMALL AND MEDIUM ENTERPRISE MANAGEMENT CONSULTANT

2026 年合格目標

中小企業診断士講座

1次試験対策

過去問題集 ⑥

経営法務

6

資格★合格クレアール

論点 No.2

法人の種類

問題１　令和４年　第４問（解説）

株式会社と合同会社の比較に関する知識が問われている。

ア　不適切。株式会社においては、資本金として出資された額のうち、２分の１を超えない額を資本金ではなく資本準備金として計上することができる（会社法第445条第２項）。また、合同会社においては、出資された額のうち資本金に計上する額を自由に決めることが可能である。

イ　適切。法人が株式会社における取締役になることはできない（会社法第331条第１項）。一方、合同会社における業務執行社員を法人とすることは可能である。ただし、その場合、実際に業務を遂行する人として職務執行者を選任しなければならない（会社法第598条）。

ウ　不適切。株式会社は、株主１名でも設立することが可能である。また、合同会社についても社員１名で設立することが可能である。

エ　不適切。株式会社における株主の責任は、その有する株式の引受価額を限度とするとされ、有限責任となる（会社法第104条）。また、合同会社についても、社員の全部を有限責任社員とする旨を定款に記載することとされている(会社法第576条第４項)。

（解　答） イ　**（重要度）** B

問題２　令和元年　第１問（解説）

持分会社（合同会社、合名会社、合資会社）の知識について問われている。

ア　適切。持分会社とは少数の信頼しあえる仲間の集まりで運営される会社であり、いずれの会社も成立後社員を加入させることができる。加入する場合は、総社員の同意が必要となる。

イ　不適切。合同会社、合名会社においては社員１名でも設立可能である。一方、合資会社においては、有限責任社員と無限責任社員で構成される予定となるため、社員１名では認められない（２名以上必要）。

ウ　不適切。持分会社は原則全社員が業務執行社員となる。しかし、定款で一部の社員のみとすることは可能である（会社法590条１項）。

エ　不適切。合同会社は有限責任社員のみで組織される（会社法576条４項）。合名会社は無限責任社員のみで組織される（会社法576条２項）。なお、合資会社は無限責任社員と有限責任社員により構成される点は正しい。

（解　答） ア　**（重要度）** A

問題３　**平成30年　第１問（解説）**

株式会社と合同会社の異同が問われている。

ア　不適切。合同会社は、一部またはすべての出資者が無限責任を負う合名会社や合資会社とは異なり、株式会社と同じ間接有限責任を採用しつつ、より経営の自由度を高めた会社形態である。

イ　適切。株式会社では、出資された財産の額のうち、少なくとも２分の１は資本金として計上しなければならない（会社法445条２項）。合同会社ではそのような制約はなく、出資された財産の額のうち、資本金に計上する額は自由に決めることができる。

ウ　不適切。株式会社では、純資産額が300万円を下回る場合には配当ができない（会社法458条）。合同会社では、原則として利益剰余金があれば配当が可能である（会社法628条）。

エ　不適切。株式会社では、決算ごとに貸借対照表等を公告しなければならない（会社法440条）。合同会社では、決算公告の必要はない。ただし、合併や株式会社への変更等については株式会社と同じく公告が必要なので、誤解のないようにしたい。

（解　答）　イ　　**（重要度）**　B

論点 No.4

会社の設立と登記

問題４　令和６年　第６問（解説）

定款とは、会社の基本的な運営ルールや組織に関する事項を定めた書面であり、会社の「憲法」に相当する重要な文書である。定款には、絶対的記載事項と相対的記載事項が含まれる。

絶対的記載事項とは、定款に必ず記載しなければならない事項であり、これが欠けると定款自体が無効となる。具体的には、会社の目的、商号（会社名）、本店所在地、設立に際して出資される財産の価額またはその最低額、発起人の氏名または名称および住所が該当する（会社法第27条）。

一方、相対的記載事項とは、定款に記載することで初めて効力が生じる事項である。これには、株式の譲渡制限、取締役の任期、取締役の員数、定時株主総会の招集時期等が含まれる。相対的記載事項は、記載がない場合でも定款が無効になることはないが、記載することで特定の効果を発揮する。

従って、正解はエである。

（解　答） エ　**（重要度）** A

問題５　令和５年　第５問（解説）

株式会社の設立に関する知識が問われている。

（設問１）

株式会社の設立方法は、会社成立時に発行される株式の全部を発起人が引き受ける発起設立と会社成立時に発行される株式の一部だけを発起人が引き受け、残りについては発起人以外の者に株式引き受けを募集する募集設立がある（会社法第25条第１項１号、２号）。

本問で株式を引受ける乙氏は、設立に際して発行する株式の全部を発起人が引き受ける発起設立の場合、発起人のみで株式を引き受けるため、必ず発起人となるが、発行する株式の一部を発起人が引き受け、残りの株式は発起人以外から募集する募集設立の場合は、発起人とならないこともある。なお、発起人の資格には制限はなく、法人であってもよい。

従って、正解はエである。

（解　答） エ　**（重要度）** A

（設問２）

会社の設立に際して取締役となる者を設立時取締役という。発起人は、出資の履行が完了した後、遅滞なく、設立時取締役を選任しなければならない（会社法第38条第１項）。

設立時取締役の選任は、発起設立の場合は、発起人の議決権の過半数により決する（会社法第40条第１項）。一方、募集設立の場合は、創立総会の決議により選任する（会社法第88条第１項）。

発起人とは設立する会社に出資をした株主であり、取締役は会社の経営を株主から委任された者である（会社法第330条）。従って、株主である発起人は、発起人以外の者を取締役として選任することもできる。

従って、正解はイである。

（解　答） イ　**（重要度）** B

問題６　**令和４年　第６問（解説）**

株式会社の設立に関する知識が問われている。

（設　問）

ア　適切。定款とは会社の根本規則のことであり、会社設立時の定款を原始定款という。定款には記載しなければ定款全体が無効となる絶対的記載事項が定められており、その一つが商号である。その他の絶対的記載事項としては、目的、本店の所在地、設立に際して出資される財産の価額またはその最低額、発起人の氏名または名称および住所である（会社法第27条）。

イ　不適切。定款は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして法務省令で定めるものをいう）をもって作成することができる（会社法第26条第２項）。

ウ　不適切。2006年の会社法改正前においては、最低資本金制度が規定されていたが、現在当該制度は廃止され、設立時における資本金額における制限はない。

エ　不適切。株式会社設立における発起人は、１人以上いればよい。

（解　答） ア　**（重要度）** A

問題７　**令和２年　第２問（解説）**

会社法から株式会社の設立に関する知識を問われている。

ア　不適切。定款には、以下の５つの事項を記載しなければならない。記載されていない場合は、その定款全体が無効となるとされている（会社法第27条）。

①　目的（会社の事業内容）
②　商号（商人・会社が営業上自己を表すための商号）
③　本店所在地
④　設立に際し出資される財産価額またはその最低額
⑤　発起人の氏名又は名称及び所在地

イ　不適切。発起設立における設立時取締役の選任は、定款で定めることにより選任す

る方法と発起人会で定める方法がある。発起人会で定める方法をとる場合、発起人は出資の払い込みが完了した後、遅滞なく、発起人の議決権の過半数をもって設立時取締役を選任することと規定されている（会社法第40条）。発起人全員の同意により決定する必要はない。

ウ　不適切。発起設立においても、募集設立においても各発起人は、株式会社の設立に際し、設立時発行株式を一株以上引き受けなければならないと規定されている（会社法第25条）。

エ　適切。発起人は、現物出資財産等の価額が当該現物財産等について定款で記載され、または記録された価額に著しく不足する時は、不足補填責任を負うとされている。しかし、例外として、裁判所選任の検査役の調査を経た場合、発起人は現物出資者又は当該財産譲渡人である場合を除いて不足補填責任はないものとされている（会社法52条）。

（解　答） エ　**（重要度）** B